

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	明治記念大磯邸園西地区1期(22)新営その他工事
工事種別	建築工事
工事場所(都県)	神奈川県
工事場所(市区町村)	神奈川県中郡大磯町西小磯字稻荷松58
工事概要	敷地面積 17,283m ² 1. 建物 1) エントランス棟 構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階 建築面積 約1,200m ² 延べ面積 約1,100m ² 工事内容 新築 2) 旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸) 旧李王家別邸 構造 木造 平屋建 建築面積 約500m ² 延べ面積 約500m ² 工事内容 屋根及びとい改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修、耐震改修 3) 旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸) (旧)ホール棟 構造 木造 地上1階 地下1階 建築面積 約200m ² 延べ面積 約200m ² 工事内容 屋根及びとい改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修、耐震改修 2. その他 工作物、外構 他
担当事務所	横浜宮繕事務所
公告日/期限日/開札日	R4.6.3 / R4.6.30 / R4.9.21
工期	契約締結の翌日から令和6年9月30日まで
入札契約方式/落札方式	一般競争入札(標準型)/総合評価落札方式(技術提案評価型S型)(WTO)「技術提案簡易評価型」
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)
	企業の施工実績等
<p>関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,200点以上であること。</p> <p>(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)</p> <p>平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)</p> <p>(ア) 木造の歴史的建築物(注1)の改修工事 (注1) 歴史的建築物とは、次のいずれかに該当する建築物とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化財保護法の規定によって国宝、重要文化財、特別史跡、史跡のうち、いずれかに指定又は仮指定された建築物 旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品等として認定された建築物 文化財保護法第182条第2項の条例の定めるところにより指定された建築物(都道府県・市町村・区指定文化財) 文化財保護法第57条の有形文化財に登録された建築物(登録有形文化財) 文化財保護法第143条の伝統的建造物群保存地区、又は第144条の重要伝統的建造物群 	

		<p>保存地区の特定物件の建築物</p> <p>6) 経済産業省認定近代化産業遺産の建築物</p> <p>7) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条の歴史的風致形成建造物に指定された建築物</p> <p>8) 景観法第19条の景観重要建造物に指定された建築物</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>上記（ア）の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあっては構成員のそれぞれが上記（ア）の施工実績を有すること。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和4年10月20日までを予定する。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあっては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>② 1人の者が、平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）</p> <p>（ア）延べ面積300m²以上の建築物における躯体の改修を含む工事</p> <p>（イ）延べ面積300m²以上の建築物の新築又は増築工事（建築物の新築1棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。</p> <p>上記（ア）、（イ）の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあっては構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記（ア）又は（イ）のいずれかの工事経験を有していればよい。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>④ 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式-1-1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。</p>